

地域に根差した再エネ導入

2021年10月

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課

地域の共生に必要な事業規律の確保（現状の問題点）

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2021年7月には738件の相談あり。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念（事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄）
- 地元理解への懸念（事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分）
- 事業による安全確保への懸念（構造強度への不安、パネル飛散等）

<地域でトラブルを抱える例>



土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備

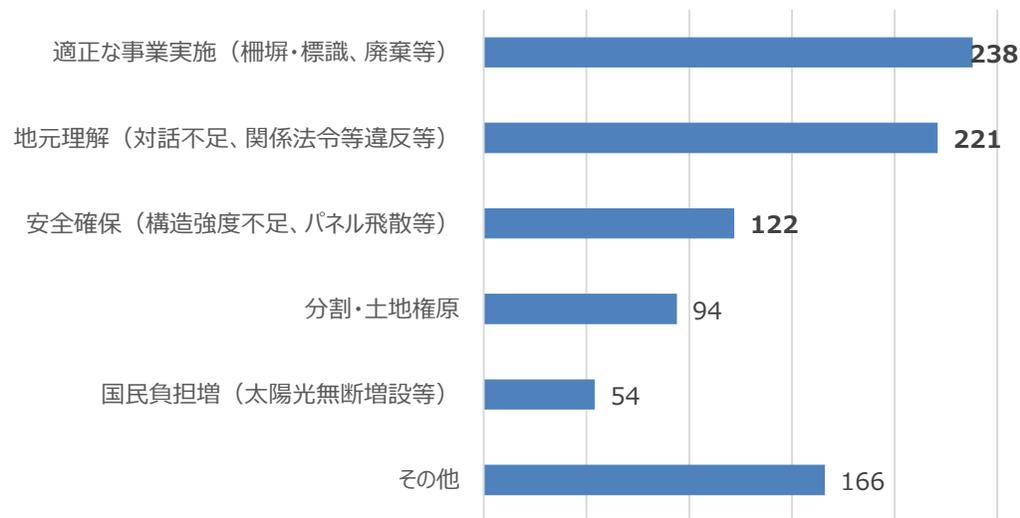


放置されたパネルの現況



景観を乱すパネルの設置

<情報提供フォーム（エネ庁HP）への相談内容>



※ 1つの相談内容に複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

地域と共生した事業規律の確保（これまでの取組）

- 地域と共生する再生可能エネルギーの導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠。

＜これまでの主な取り組み＞

- FIT法を改正し、条例を含む関係法令遵守を認定基準として明確化。また、柵塀・標識の設置を義務化（2017年）
- 事業計画策定ガイドラインにおいて住民との適切なコミュニケーションを努力義務化（2017年）
- 地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置・開催（2018年～）
- 廃棄等費用の外部積立て等を内容とする改正再エネ特措法の成立（2020年、2022年施行）
- 斜面設置に係る技術基準の追加（2020年）
- 分割や飛び地等のFIT制度の趣旨を逸脱した案件に対応するための随時の運用見直し

＜太陽発電設備の廃棄等積立制度の概要＞

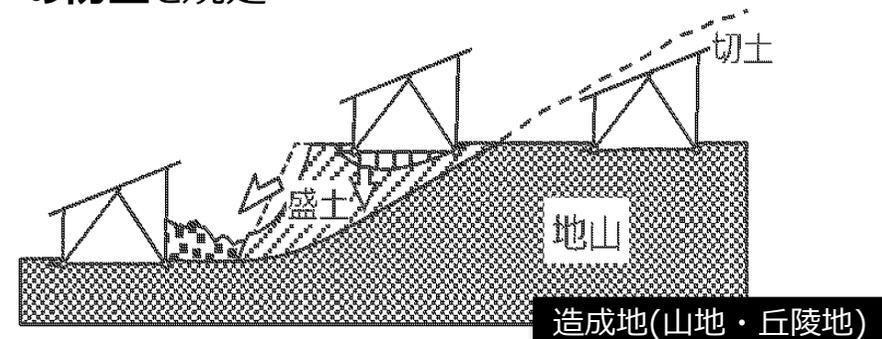
原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※2022年7月から積立て開始。

＜斜面設置に係る技術基準＞

太陽電池の立地にあたり、土砂の流出及び崩壊の防止を規定



地域と共生した事業規律の確保（さらなる対応）

- 安全、防災、環境影響、将来の廃棄等への懸念は依然として存在。**責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境を構築**するため、以下の取り組みを推進。

＜さらなる対応＞

- FIT認定**申請段階**で、設置場所や事業者名等の**情報を自治体へ共有**。
- 太陽光発電の稼働済案件の位置が一目で分かる**マップ形式での自治体への情報を提供**。
- **太陽電池50kW未満**に対する**報告徴収及び立入検査の範囲を拡大**。
- 適正な事業実施を確保するため、外部委託の活用や担当人員の強化により、**執行力強化**。

＜マップ形式での情報提供＞

再生可能エネルギー電子申請
事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2020年1月31日時点

事業者情報
(設備ID, 発電事業者名, 発電出力, 設備の所在地等)

発電設備の所在地 | 東京都八王子市

＜太陽電池発電設備の規制適正化＞

- ① **50kW未満も報告徴収対象化**
- ② **住宅用も立入検査の対象化**(居住者の承諾が前提)

出力等条件	保安規制	
	運転開始前	運転開始後
2,000kW以上	電気主任技術者の届出 保安規程の届出 工事計画の届出	報告徴収 事故報告
50kW～2,000kW	使用前自己確認	立入検査
50kW未満		① 対象に追加 ② 住宅用を追加

(参考) 地元理解の促進に向けた自治体との連携強化 (地域連絡会の活用)

- 第5次エネルギー基本計画において、再エネ主力電源化が示されたことを踏まえ、地域での再エネ理解促進のための先進的な取組を進めている自治体の事例等を全国に共有する場として、地方自治体と関係省庁を参加者とする連絡会を2018年10月30日に設置。
- 今般、第6次エネルギー基本計画において、「地域との共生を図りながら最大限の導入を促す」、「地域と共生する形での適地確保」といった方向性が示されるなど、再エネ導入に当たっては、自治体と連携しながら取組を進めていくことが一層重要となっている。
- そのため、こうした政府全体の動きについて共有するとともに、条例DBや申請時点での情報共有といった自治体との連携に関する取組の紹介などをテーマとし、第5回連絡会を10月に開催した。その際、オンライン会議形式とすることで、約300の自治体に参加していただくことができた。

<開催実績>

2018年10月30日 第1回

- ・FIT法の枠組みと法執行状況について
- ・条例制定事例や地域共生推進事例について 等

2019年2月25日 第2回

- ・分散型エネルギーシステムの構築等に向けた取組について
- ・標識・柵塀の設置義務違反に係る取り締まり方針について 等

2019年6月28日 第3回

- ・分散エネルギーシステムの確立に向けた取組について
- ・太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関する検討について 等

2019年12月6日 第4回

- ・適正な事業実施の確保や安全対策について
- ・地域と共生した再エネ事業の形成
- ・地域再エネ車座トーク(仮)の開催について 等

2020年度

- ・2020年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、地域単位(北海道、九州等)でオンライン会議も活用して開催

2021年10月14日 第5回

- ・地元理解の促進に向けた取組(条例DB、申請情報の提供等)
- ・適正な事業実施・安全の確保(FIT認定設備立地マップ、太陽電池発電設備の電気保安の確保に向けた取組)
- ・地域と共生する再エネ事業の促進(地域共生型再生可能エネルギー事業顕彰等) 等

(参考) 住民とのコミュニケーションを促す条例

- 地方自治体の策定した条例において、住民とのコミュニケーションを促すための様々な規定が設けられている。

■ 愛知県岡崎市（岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例）

- 周辺住民を対象とした説明会の開催（原則3回まで）、市長との事前協議が必要。
- 地域住民からの要望と事業者の回答が合意に至らない場合、地域住民と事業者双方の同意に基づき、市があつせんや調停の手續が行われる。

■ 岐阜県中津川市（中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例）

- 自治会等への説明会の後、市長への届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定締結を義務化。

■ 栃木県佐野市（佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例）

- 地域住民等に対し設置事業計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識を設置し、設置した日から起算して14日以内に近隣住民等に対する説明会開催の義務化。

■ 長野県上田市（上田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例）

- 地域住民等に事業計画を公開し、周知するために市との事前協議の前に標識の設置を義務化。

(参考) FIT事業計画認定基準

主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしている必要があります。

土地の確保

再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること

分割禁止

特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと

設備の決定

認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること

接続同意

再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること

保守点検及び維持管理

再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

設備の廃棄

再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること

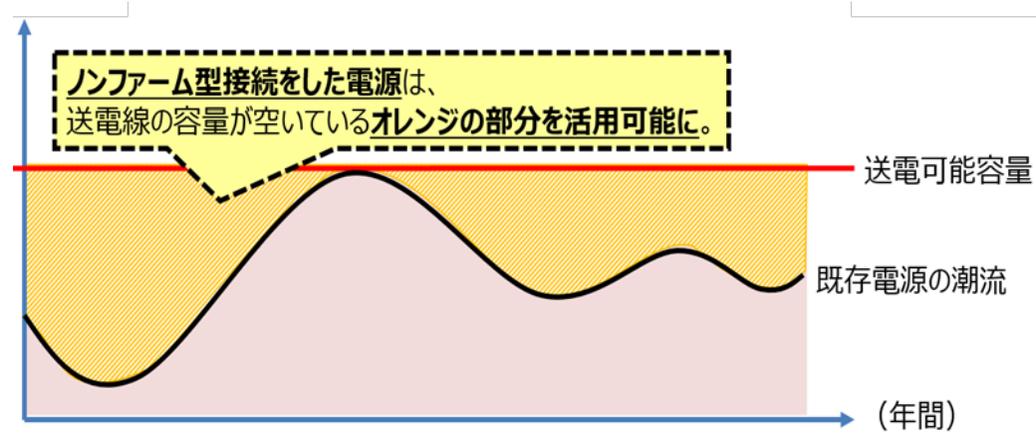
関係法令の遵守

関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること

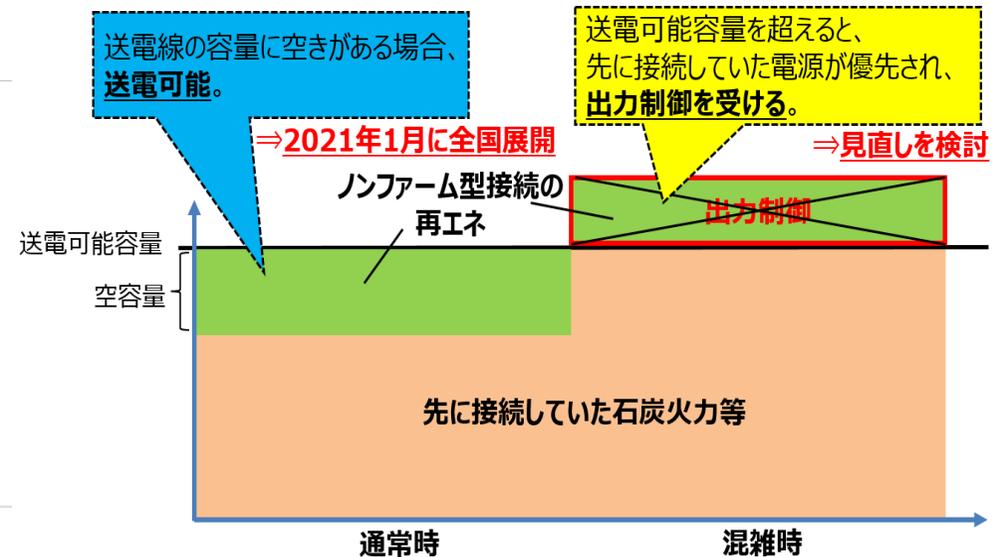
系統の利用ルールの見直し状況

- 送電線の増強には一定の時間を要するため、早期の再エネ導入を進める方策として、基幹系統において送電線混雑時の出力制御を条件に新規接続を許容する「ノンファーム型接続」の受付を開始。
- ローカル系統への適用については、今後、2022年度末頃を目処にノンファーム型受付を順次開始することを旨として検討を進めている。
- 配電系統への適用については、分散型エネルギーリソースを活用した実証事業の結果を踏まえつつ、適用範囲の拡大を検討していく。
- 加えて、系統混雑時にCO2排出や燃料費の無い再エネが、石炭火力等より優先されるように、系統の利用ルールの見直しを進めており、送配電事業の指令により電源の出力を制御する再給電方式を2022年中に開始予定。

＜ノンファーム型接続による送電線利用イメージ＞



＜先着優先ルールの見直しのイメージ＞



系統情報の公開・開示の高度化

- 再エネ事業者等の予見可能性を高める等の観点から、系統への連系可能容量、系統に接続するためのコスト・工期等について、**電源や系統に関する情報の公開・開示が重要**である。
- このため、資源エネルギー庁の「系統情報の公表の考え方（系統情報ガイドライン）」に基づいて、
 - ①一般送配電事業者各社が、**ウェブサイト等において公開する系統情報である「公開情報」**
 - ②一般送配電事業者各社が、開示請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、**利用者・利用目的を限定した上で開示する系統情報である「開示情報」**等によって、再エネ事業者等は情報の入手が可能である。
- 加えて、系統接続を契約する前に、接続検討申し込みによる連系可否や工事概要などについて、一般送配電事業者から回答を得ることや、任意の無料の事前相談による簡易的な検討が可能。

「系統情報の公表の考え方」に基づく 公開情報・開示情報の例

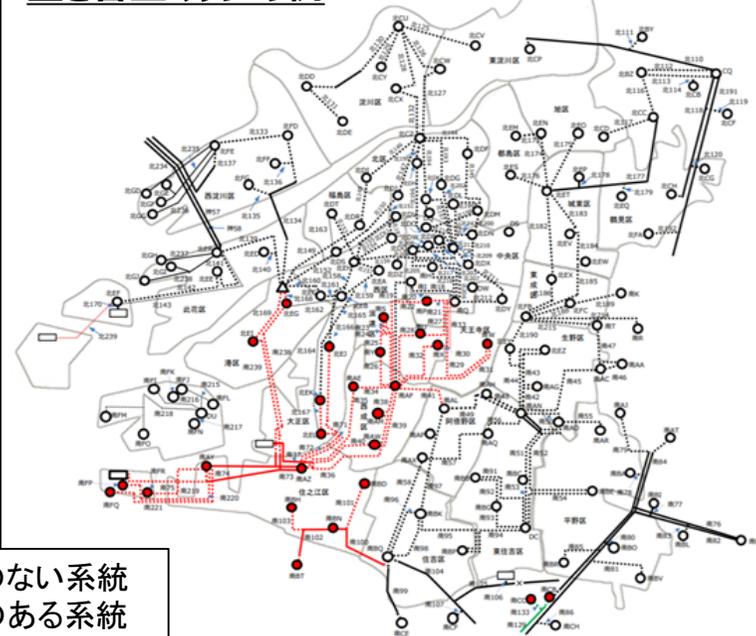
①「公開情報」の例

- 系統の空容量等に関する情報
- 流通設備建設計画
- 需要・送配電に関する情報

②「開示情報」の例

- 電源の新設・停止・廃止計画
- 過去の発電出力実績

空き容量マップの例



赤線 = 空き容量のない系統
黒線 = 空き容量のある系統

FIT制度での経験をふまえた再エネ導入の促進

【再エネ事業の認定について】

- これまでのFIT制度における経験を踏まえ、再エネ事業の認定について、以下のように認識している。
 - 再エネ事業の認定に際しては、円滑な再エネ導入を実現するため、**他法令遵守を含め事業規律が確保されていること、地域共生が図られたものであること**が必要である。
 - 土地権原や系統の確保が問題になる場合もあるため、**土地権原や系統の確保**も認定の要件とすることが再エネの着実な導入につながる。
- 資源エネルギー庁としても、**FIT制度の事業計画策定ガイドラインなど、これまでのFIT制度における知見の共有**を図っていく。

【再エネを促進する区域の設定について】

- 再エネ事業の認定に関する経験を踏まえれば、再エネ事業を促進する地域を設定するにあたっては、**導入可能な地域の明確化、地域理解の醸成、私的権利や公益への配慮等**が重要になるものと考えられる。